

川原秀夫 提出 学位申請論文

『古代律令制と地域社会』 審査要旨

論文の内容の要旨

川原秀夫博士学位申請論文「古代律令制と地域社会」は、七〜十二世紀の日本における地域社会の実態と変質の過程に関して、古代王権・律令国家の地域支配、地方神祇行政、地方財政の三つの課題を設定し、それぞれの具体的分析を通して歴史像を描き出す研究である。その構成は、序章、第一編全四章、第二編全五章、第三編全四章、それに付論全二章、終章となっている。

序章は、本論文が日本の古代国家の形成過程の考え方を首長制社会論に依拠しており、国家以前の首長制社会であった倭王権が中央集権制の律令国家へと移行

するなかで、支配体制、地域社会がどう変化したかの追究を目的とし、そのフィールドとして上野国地域を取り上げるとする。

第一編は、氏族制、国郡制、位階制の形成、推移から地方支配の集権化を論じ、地域における支配構造を解明する。倭王権下において地域首長（上野氏）が天皇系譜に始祖を求めて連なり、上野各地の首長層とも同族関係を結んで下位首長として組織し同族意識を形成することにより、全地域の統合に成功した。上野国の国造制から国評制、国郡制への移行は支配の細分化を促し、郡司となった地域首長は中央権力と結合し、地域開発を促進させて、上毛野氏から自立した。地域支配では国司、郡司、郷長という官僚制原理が優先し、位階制原理は地域首長層を下位の支配権力として位置づけるために機能したが、支配秩序に直接関係のない献物叙位などを通しての位階取得が進んだ結果、奈良時代末期から平安時代にかけて、地域諸階層は位階を首長制的支配の枠組みを超えるために利用し、有力農民の生産力拡大と相まって、地域の再編が行われたと述べる。

第二編は、基層信仰が国家によって統制され、地域秩序が変質する過程を、神宮制、官社制、神階社制によって、社会の構成員が首長の下に結び付く地域（共同体）祭祀への統制とその影響という視角から論じる。六世紀に始まる神宮は倭王権の下に主要神を統制し、天武朝以降、伊勢神宮を頂点とした全国の諸社を祭祀体系のなかに包摂させて、祈年祭を軸とする班幣を通しての官社制を実施した。平安時代には官幣社・国幣社制、名神制を創ったが、官社制の再編ができず、神に位階を授ける神階制の導入により全国諸社の統制を図った。神階叙位は地域の階層分化に伴う有力氏族の成長に対応する制度であり、貞観年間に確立する。国家が強制したのは社殿造営と社殿の清浄化を行うことで得られる祭祀形態の画一化であった。国家は地域社会の神社、社殿を神の依り代の常設空間として造営、浸透を図り、平安時代初期の神階社制に至って地域に根付いたと論じる。上野国における官社、神階社をめぐる神社の競争、十二世紀の「上野国交替実録帳」（不与解由状案）記載の社殿造営の状況が、そうした地域の実態を裏づける

という。

第三編は、稲穀収取制の変遷についての検討を通して地域社会の変質を考える。稲穀は税の対象でなかったが、元来、初穂貢納と種稲管理を一体化した地域（共同体）首長と構成員の間の互酬性を起源とした慣行であるチカラ（原田租・原出挙）があり、律令制によって田租と出挙に分けられた。初穂貢納が田租に組み込まれ、種稲分与とその返礼という互酬行為の利息部分が出挙として把握される。すなわちチカラは天武・持統朝における郡家の正倉院造営に伴い郡家で管理され、国府行政の強化に従い強化して大税稲から各種の雑官稲に分割され、天平期に正税と一本化し、帳簿管理による税的システムが確立する。出挙を拡大するとともに、その補足のために公廩稲制を成立させて国司の得分とし、また開墾奨励策を促す。出挙の重要度は増し、平安時代には中央財政でも調庸補填に出挙稲を充てる程になったので、延暦期に修正が図られるが、富豪層の抵抗、貧窮農民の困窮化の事態を招き、地域社会は変質する。国家は出挙制の存続のために人

から土地へ賦課対象を変え、利稲率徴制に移行するが、「上野国交替実録帳」の記載は里倉負名がその途中未納稲を処理する便法として案出した稲であるとする。付論は、上野国の郡界、郡家、郷の比定を行い、さらに物部氏系の貫前神社が上野氏の赤城神社を抑えて、平安時代に至って信仰圏を広げ、神階を上昇させて一宮の地位を獲得する過程を推定する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本の古代社会、とりわけ上野国のような東国に見られる地域社会を研究対象に置いて、その地域社会の構造を国家の支配の制度、システムという視角から分析し、多様な実態を実証的に解明しようとした論究である。

飛鳥時代から奈良・平安時代に及ぶ地域史研究は、文献が乏しく出土文字資料も断片的であり、地域史の本質を細かく把握できることが少なく、現状は主とし

て考古学の発掘調査による集落や交通路の様相、地方官衙の所在地の局地的な景観復原が主流となっている。それに対して本論文は、比較的史料の遺る上野国を事例に取り上げ、一般論を排して個々の地域の実態に迫る意欲的な取り組みが随所にみられる。特に上野国は各種の首長の動静を窺わせる史料（資料）や神社関係の史料などもあり、本論文の提出者は地域偏差の問題を意識して全国にわたる文献、史料にも目配りし、日本全体に通じる普遍性を持たせようと努めていることが注意される。

つぎに本論文は、地域支配、地方神祇行政、地方財政の三項目を研究の柱に定めて、綿密な史料分析を行い、日本古代の地域の歴史的イメージを総合的に叙述したことが大きな特色である。古代地域史、地域社会研究では地域支配といえ、律令規定の国司、郡司などの地方の官吏の職掌や国家による地方政策、豪族対策を取り上げて地域社会に迫ろうとする場合が少なくないが、本論文は①氏族制、②国郡制、③位階制の実施という観点から律令制の浸透によって地域がいかに変

容するかを追跡し、そこに地域社会のあり方、展開の過程を見極めようとした。

①は様々な階層の首長および首長間相互の社会、集団における位置関係を捉える狙いがあり、提出者が重視する首长制社会論の「首長」概念を歴史的、実態的に浮上させ、その地域内の身分、階層性を明らかにすることにもつながる。②は地方支配の実態とそれを分掌する国家（中央）、地域それぞれの官吏の地域での位置付け、首長との関係に絡む。③は首長層のランク付けが個々の被授与者を含む地域社会にいかに関与するか、歴史的変化いかに窺わせることになる。これらが合わさって、国家以前の首長制的要素が奈良時代前後の社会にいかなる姿で存在するかを考えようとする、提出者ならではの問題提起であると評してよいであろう。

さらに、地域社会の首長と地域構成員の支配関係を、基層信仰である神祇信仰に着目して、その神社行政制度の変遷面から地域編成の実態と変化を追った点も本論文の大きな特徴である。神階社制は提出者が定説を樹立したものであり、ま

た社殿造営の意味をクローズアップするごとく、神祇史、神社史研究を古代史研究と接合させて、地域のイデオロギー支配の局面を照らし出しているのも本論文の優れた見識として評価される。

地方財政に関して、出挙制に対する論の展開は詳細であり、本論文のなかの圧巻である。出挙の起源から律令制下に税化し、平安時代に終息するまでの長期にわたる推移を、史料解釈に民俗的知見なども交えて体系的、論理的に見通し、出挙をめぐる地域社会の特質を究明しようとした。社会構成員である農民は直接登場しないが、ここにも首長制社会の諸関係の特徴付ける互酬性の存在が示唆されている。

このように、本論文は地域社会の制度史理解を通して独自の見解をいくつも提起するが、位階制の機能の理解、倭王権による地域分割の実態など詳しい説明がなお望まれる。氏族分析や神宮制についても史料の吟味、検討が十分でない。本論文の主眼である日本古代が首長制社会的であったことを直接に論述した上での、

まとまった全体像が提示されていない。各種首長間の系譜の結合や出挙に窺われる首長制的要素が社会をどう規定したかの具体的史実の論証が不足している。地方首長同士の重層、輻輳した結合関係の可能性は認められないのか。出挙は日本列島在来の稲穀の貸借慣行にあるとするが、首长制社会でも原出挙、原田租が租税的位置を有さなかったのか。また中国で呉以来確認される貸米制、百済の貸食制が倭国（日本）に伝わり、在来の慣行とどう合わさって制度化するかについての言及がない。こうした点のより突っ込んだ議論が欲しかった。

以上のように、本論文にはいくつかの課題が残る。だが古代地域社会史を上野国の事例に立脚して多面的に考察した、獨創性に富む基礎的業績であることは疑いなく、日本古代の地域史研究を前進させ、古代史研究全体にも寄与するところが多いと思われる。

よって、本論文の提出者川原秀夫は博士（歴史学）の学位を授けられる資格があるものと判断される。

平成二十五年一月十六日

主査 國學院大學大学院客員教授 鈴木靖民 印

副査 國學院大學教授 佐藤長門 印

副査 國學院大學教授 岡田莊司 印

副査 東京大學大学院教授 佐藤信 印

【追記】

5頁5行目以降：終章は全体を簡明に総括し、今後の検討すべき課題に
触れる。